

延岡市公衆無線 LAN 設備設置仕様書

1. 公衆無線 LAN 設備の設置箇所

延岡市庁舎 1 階のエントランスホールに新たに設置する案内板に付属して設置する。

2. 設置費用等について

公衆無線 LAN 設備の設置に係る費用及び運用費用は、全て事業者の負担とする。また、既設設備を可能な限り利用することとし、既設設備に対して設備の追加や工事等が必要になった場合は、事前に市の承諾を得て、全て事業者の責任と負担において行うこと。

3. メンテナンス等について

利用者からの問合せや公衆無線 LAN 設備の運用に係る保守・運用サポート、メンテナンス等については、全て事業者の責任と負担において対処すること。

4. 機器及び機能について

- ・ 国内の通信サービス事業者と契約していない者（訪日外国人含む。）でも、公衆無線 LAN を利用して、無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- ・ 利用者が接続する際に、利用規約等に同意させ、必要な認証を行ったうえで利用できるようにすること。必要な認証については、メールアドレスの登録、パスワード認証等、任意に設定できるものとし、利用者の利便性やセキュリティ等を考慮し、市と協議のうえ決定すること。
- ・ 認証画面及びポータル画面は、多言語に対応すること。なお、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語への対応は必須とする。
- ・ 設置する公衆無線 LAN 設備によって、市の指定する区域（1 階の待合スペース及び 1 階市民スペース、2 階市民ギャラリー）をカバーすること。カバー範囲については別紙平面図参照。
- ・ 公衆無線 LAN は、24 時間利用可能とするが、サービス提供時間を制限できるようにすること。
- ・ 20 台以上の同時接続を可能とすること。
- ・ わかりやすい SSID（例えば「nobeoka-city-Wi-Fi」など）を用いることとし、決定にあたっては市の了承を得ること。
- ・ 接続後の画面に、延岡市のホームページへのリンクを挿入すること。
- ・ アクセスポイントは、2.4GHz 帯（IEEE802.11b/g/n 規格）及び 5GHz 帯（IEEE802.11a/n/ac 規格）以上の規格に対応すること。
- ・ 1 回の利用による接続可能時間が設定できること。ただし、接続可能時間経過後も再ログインすることで何度も利用できるようにすること。

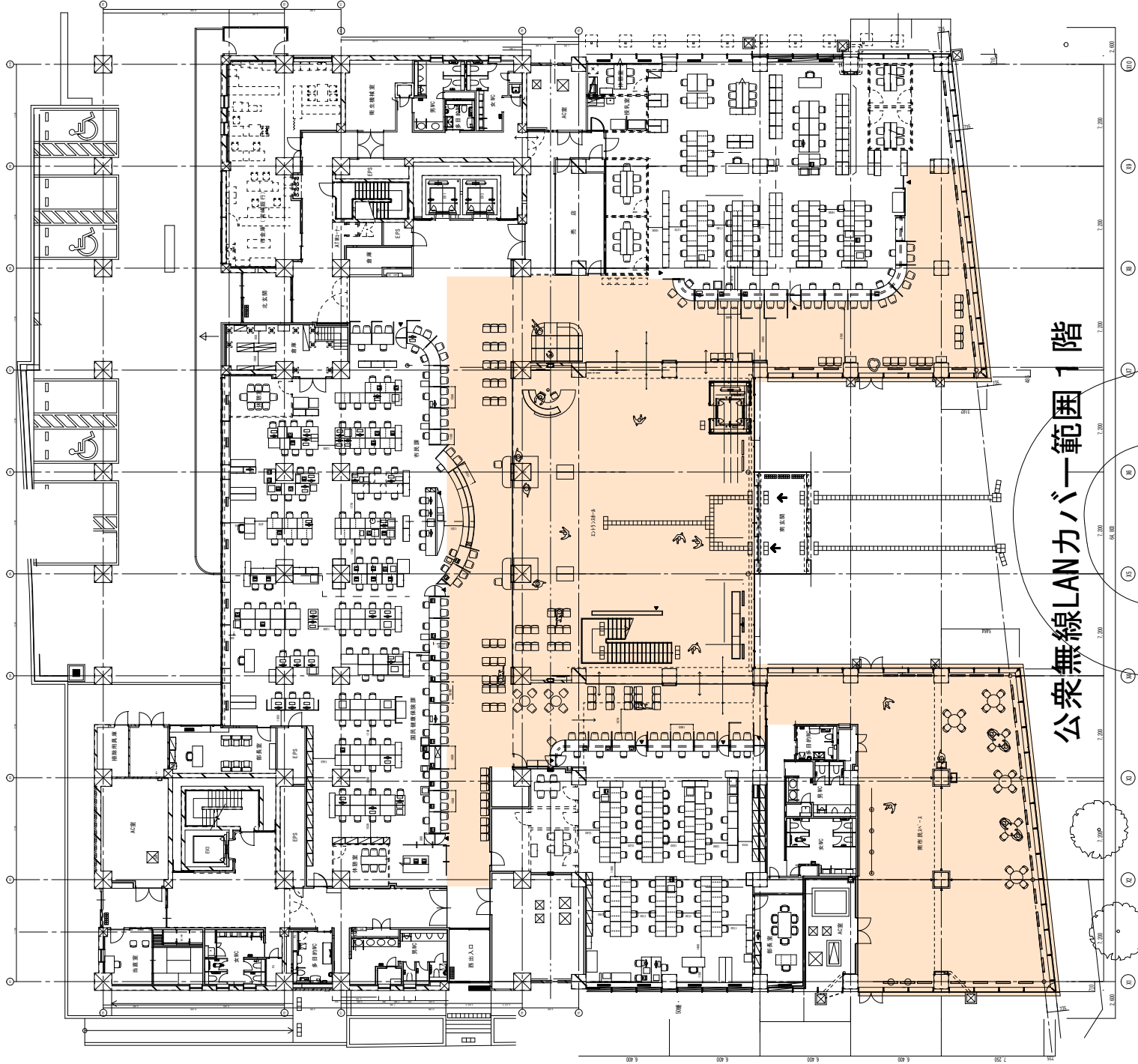
5. セキュリティ対策について

- ・ ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止、有害サイトへのアクセス制限を行うフィルタリング機能等、公衆無線 LAN 設備を運用するうえで十分なセキュリティを、事業者の責任と負担において確保すること。
- ・ 利用端末とアクセスポイント間の通信を暗号化（WPA2(AES)以上）する機能を設定すること。ただし、利用時のユーザ登録や認証のために公衆無線 LAN に接続する場合など、やむを得ないと認められる場合を除く。
- ・ 公衆無線 LAN 設備の利用者（利用端末）間の不正アクセスを防ぎ、利用者のプライバシーを保護できること。
- ・ 通信の不正利用を防止するため、通信履歴の保存を適切に行うこと。
- ・ 一定期間（1年以上）のアクセスログファイル（MAC アドレス含む。）を記録・参照することができること。アクセスログファイルの記録・参照に係る経費も事業者の負担とする。
- ・ 警察等の公的な機関より、犯罪捜査等のため一定期間のアクセスログファイルの提供依頼があった場合は、必要に応じて迅速に対応できるように準備しておくこと。

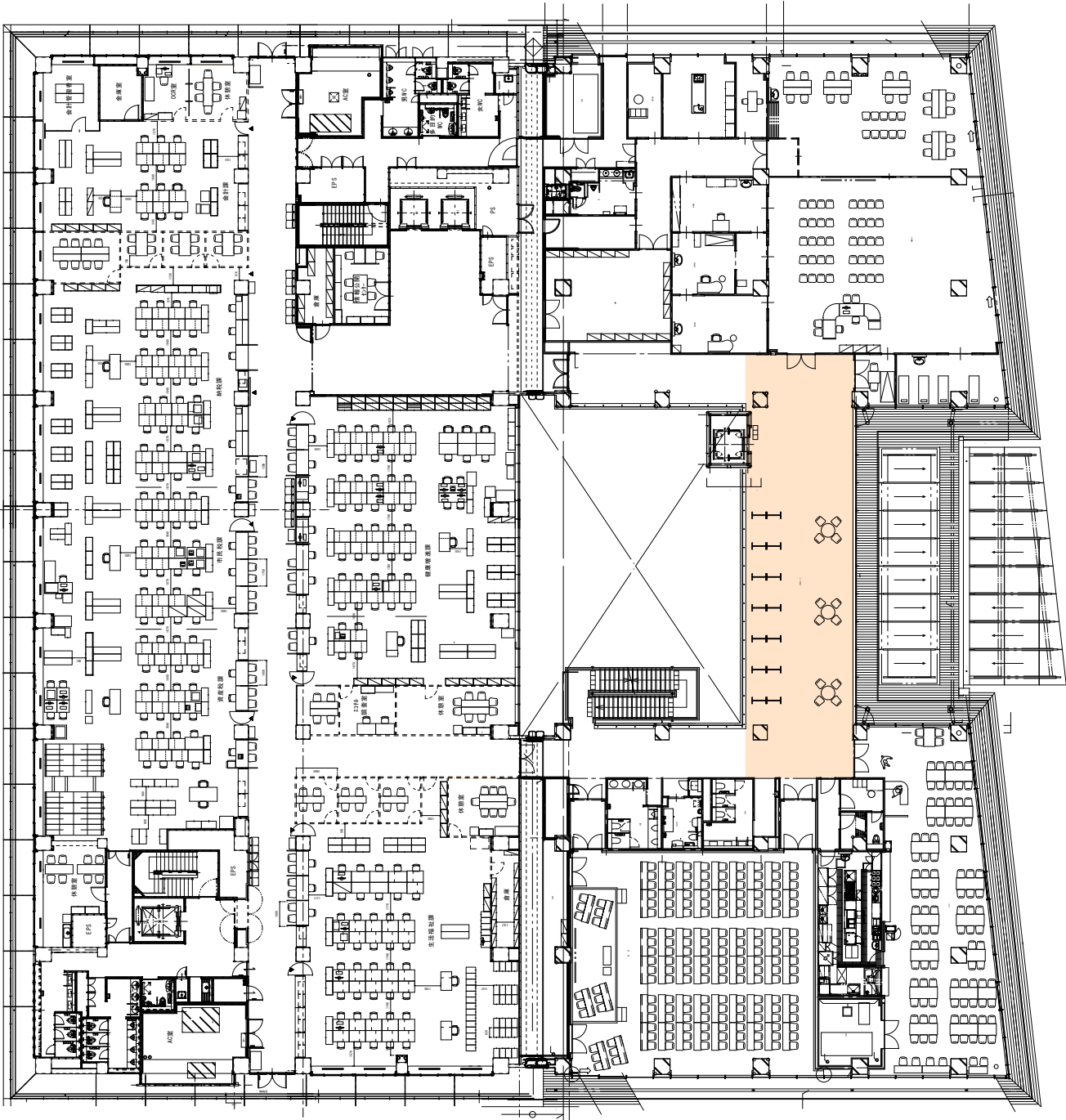
6. その他

- ・ サービスの周知及び利用促進のためのロゴ、案内表示、利用マニュアル等を作成すること。なお、デザインされたロゴ等の著作権は、延岡市に帰属することとする。
- ・ 3 ヶ月毎程度を目途に利用状況報告書を提出すること。なお、利用状況報告書の内容は、別途協議を行う。

(別紙)
平面図



公衆無線LANカバー範囲1階



公衆無線LANカバー範囲2階